# 隠岐 海区便り

## Ｖｏｌ．３２

隠岐海区漁業調整委員会事務局
平成２０年１１月１４日

### はじめに

◎第１９期２７５回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。
出席委員（敬称略）：葛西、小中、仁田、濱田、森、安部、扇谷、田中、影原
欠席委員（　〃　）：池田
開催日時：平成２０年９月２２日（月）　１４：１５～１５：５０
開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町　漁業協同組合ＪＦしまね西郷支所　３Ｆ会議室

### 議　題

#### １．会長及び会長職務代理者の互選について

第 19 期となって初めての海区委員会であるため、隠岐海区漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選が行われました。会長及び会長職務代理者は以下のとおり決定しました。

会　長：　小中 竹雄　　　　　会長職務代理者：　濱田 利長

#### ２．島根県連合海区漁業調整委員会委員の選出について

島根県連合海区漁業調整委員会委員（以下連合海区）は、隠岐海区及び島根海区の委員の中からそれぞれ５名ずつ選出することとなっています。
この度、両海区の委員会委員の改選に伴い、連合海区の委員についても改めて選出する必要があったため、委員会で協議されました。その結果、隠岐海区からは以下のとおり選出されました。

委　員：　池田 隆二　　葛西 清秀　　小中 竹雄　　仁田 收　　濱田 利長

**【島根県連合海区漁業調整委員会】**
本土側の島根海区漁業調整委員会と隠岐海区漁業調整委員会の両委員会から各５名を選出し、両海区の共通の漁業調整事項等を審議する機関。

#### ３．日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員のうち、互選委員は各県から１名選出することになっています。全国的な海区委員の改選に伴い、広域漁業調整委員会委員についても改めて委員を選出する必要があります。島根県では連合海区の委員の中から１名選出することとしてあり、隠岐海区の委員会で協議を行いました。
その結果、島根海区の岸会長を選出することで了解されました。なお、島根海区でも本案が諮られており、既に了解を得ています。

委　員：　岸　宏（島根海区漁業調整委員会長）

**【広域漁業調整委員会】**
広域漁業調整委員会は、国が設置する機関であり、日本全国で３つ設置されている。都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行う。委員は、各県から互選される委員と国が選任する委員に分けられ、互選委員は各県から１名となっている。各広域委員会の詳しい海域区分は次図のとおり。

**《広域漁業調整委員会の海域区分》**

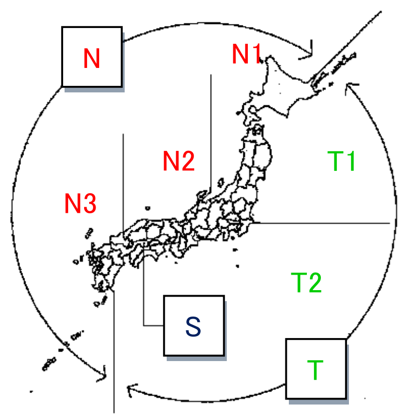


Ｎ：日本海・九州西広域漁業調整委員会
Ｎ１：日本海北部会
Ｎ２：日本海西部会
Ｎ３：九州西部会

Ｔ：太平洋広域漁業調整委員会
Ｔ１：太平洋北部会
Ｔ２：太平洋南部会

Ｓ：瀬戸内海広域漁業調整委員会

#### ４．平成 21 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（協議）

平成 21 年度に開催される全国海区漁業調整委員会日本海ブロックの総会に向けて、島根県連合海区から提出する要望事項について協議を行いました。その結果、以前から要望してきた「山陰沖の漁業秩序の確立について」を、引き続き要望していくことになりました。また、「漁業法等の罰則強化」の要望については、全国の海区の動きを見守りながら方向を決めていくこととしました。

《山陰沖の漁業秩序の確立について》（要点）
・竹島の領土権を確立し日韓の排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
・撤廃が図られるまでの間、両国の責任の下で暫定水域における資源管理について実効ある管理体制を早期に確立すること。
・我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取り締まりの充実・強化を図ること。

**【全国海区漁業調整委員会連合会】**
全国海区漁業調整委員会連合会（以下連合会）の最も大きな活動は、国に対する要望活動である。連合会には４つのブロックがあり、各ブロックからの要望をとりまとめて、連合会の要望としている。ブロックでは毎年１回総会が開催されており、各県の海区や連合海区から出てくる要望がブロックの要望事項として審議される。

#### ５．隠岐海区を巡る最近の情勢について

隠岐海区における最近の漁業情勢について、隠岐支庁水産局から報告がありました。漁業協同組合ＪＦしまね浦郷支所所属の漁業者から要望のあったマグロ延縄漁業の新規着業（試験的操業）について、委員からは前向きに考えていきたいとの意見がありました。
その他の報告の概要については、以下のとおりです。

《ヨコワひき縄釣り漁業について》
操業の安全性の確保、漁業者間の操業ルールの確立等を目的に、平成 19 年に西ノ島町、知夫村、隠岐の島町のヨコワひき縄釣りの連絡会が設立され、操業に関するルール等が取り決められた。
《小型底びき網漁業（第１種）について》
平成 19 年から小底１種が着業された。新漁場開拓、地元への鮮魚流通増加が課題である。

### おわりに

今回から第 19 期隠岐海区漁業調整委員会が始まりました。今後ともよろしくお願いいたします。